

社会福祉法人長生園  
短期入所生活介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人長生園（以下「事業所」という。）が行う、指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態（指定介護予防短期入所生活介護の場合は要支援状態）にあり、必要と認められた高齢者に対し、適正な事業の円滑な提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、そのご利用者様等の心身の特性を踏まえて、ご利用者様の能力に応じ自立した日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、心身の機能の維持ならびにご利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、特別養護老人ホーム等の事業と一体的な運営を行い、適正なサービスの運営に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 長生園
- (2) 所在地 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

2 社会福祉法人 長生園（短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護）

- ① 管理者 1名  
(特別養護老人ホーム長生園（以下「特養」という。）副施設長が兼務)  
事業所の職員の管理及び業務の総括管理を行う。
- ② 医師 1名以上（特養医師が兼務）  
ご利用者様の医療を行う。
- ③ 生活相談員 1名以上（特養職員が兼務）  
短期入所の申し出による利用の調整、ご利用者様そのご家族様に対し説明並びに従事者の技術指導、ご利用者様の短期入所生活介護計画の作成を行う。
- ④ 看護職員 7名以上（特養看護職員が兼務）  
ご利用者様の看護に当たる。
- ⑤ 介護職員及び看護職員 97名以上（利用者の数が増すごとに1名以上必要、特養介護職員及び看護職員が兼務）  
ご利用者様の介護に当たる。
- ⑥ 管理栄養士又は栄養士 1名以上（特養職員が兼務）  
食事の献立の作成及びご利用者様の栄養指導を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 1名以上

ご利用者様の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- ⑧ 介護支援専門員 1名以上（特養職員が兼務）  
サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- ⑨ 事務員 1名以上（特養職員が兼務）  
ご利用者様に係る諸事務手続き等に当たる。
- ⑩ 調理員 必要な人数を配置  
食事の調理に当たる。
- ⑪ その他の従業者（特養職員が兼務）  
ご利用者様の生活環境において必要な業務を各部署にて行う。

3 長生園併設事務所として一体的な運営を図るが、従業者の員数については、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム利用定員 258名に必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護利用（介護予防短期入所生活介護）定員に必要な従事者を確保する。

#### （職員の勤務体制）

第5条 ご利用者様に対する介護を常時行うことができるよう職種及び員数等の勤務体制を、職種及び員数を月別勤務表に明記して定める。

#### （利用定員）

第6条 利用定員は短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を合算して32名とする。

#### （指定短期入所生活介護の内容）

第7条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては懇切丁寧を旨として、それぞれのご利用者様に応じた短期入所生活介護計画（介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- ① 介護の提供に当たっては、ご利用者様の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行う。
- ② 1週間に2回以上、適切な方法により、ご利用者様を入浴させ、又は清拭を行う。
- ③ ご利用者様の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う、又おむつを使用せざるを得ないご利用者様のおむつを適切に取り替える。
- ④ 上記のほか、ご利用者様に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- ⑤ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。又ご利用者様に対して、ご利用者様の負担により、当該指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の従事者以外の者による介護の提供を受けさせない。
- ⑥ ご利用者様の食事の提供は、栄養並びにご利用者様の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
- ⑦ ご利用者様の食事は、自立支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行う。
- ⑧ ご利用者様の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は、維持のための援助を行う。
- ⑨ 医師及び看護職員は、常にご利用者様の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置をとる。

- ⑩ 常にご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者様又はそのご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ⑪ 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜ご利用者様のためのレクリエーション行事を行う。
- ⑫ 常にご利用者様のご家族との連携を図るよう努める。
- ⑬ 短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、ご利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、ご利用者様又は他のご利用者様等の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合にはご利用者様に対する身体的拘束その他の行動を制限する場合がある。この場合においては、ご利用者様の自由・人格権を不当に制約することのないように配慮するとともに、ご利用者様のご家族様等に事前の同意を求めることし、事前の同意を求めることができない緊急の場合には、すみやかにご利用者様のご家族様等に報告するものとする。身体的拘束その他行動の制限を行った場合には、その拘束の必要性・方法等について、文書又はそれに準じる記録媒体に記録を残すこととし、必要に応じてご利用者様およびそのご家族様等に対して情報の開示に努めるものとする。

#### (利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額とする。

- 2 指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各ご利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払をご利用者様から受ける事ができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けているご利用者様の場合、その認定書に記載された金額を1日あたりの料金とする。

※ その他の費用については、ご利用者様から次に掲げる費用の額の支払を受ける事ができる。

##### (1) 滞在費

多床室 915円（1日あたり）

従来型個室 1,520円（1日あたり）

##### (2) 食費 朝食 360円 昼食 580円 夕食 505円 合計 1,445円（1日あたり）

##### (3) 電気料金 600円（1品目、1ヶ月あたり）

（内訳）テレビ、冷蔵庫、ラジオ使用者等

##### (4) イベント行事賛助費 1,000円（1回あたり） （内訳）水無月祭、創立記念祭等

##### (5) 理美容料 実費

##### (6) レクリエーション、クラブ活動、イベントや行事の材料代 実費

##### (7) 健康管理費 実費

（内訳）インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種代等

##### (8) 個人に帰属する日常生活用品費 実費

##### (9) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そのご利用者様が負担する事が適当と認められる費用

- 4 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、介護報酬告示上の額とする。
- 5 前四項の費用の支払を受ける場合には、事業所の見やすいところに掲示するとともに、ご利用者様又はそのご家族様に対して事前に文章で説明をした上で、ご利用者様の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域及び送迎料)

第9条 通常の送迎の実施地域は、南丹市・京丹波町・亀岡市の区域とする。

- 2 通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期入所生活介護）に要した送迎費用は、実施地域を越えた地点から迎え地点までについて、次の額を徴収する。

通常の実施地域	1,840円
通常の実施地域を越えた地点から、片道1km毎に	140円

(緊急時における対応方法)

第10条 従事者は、事業の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族様及び関係医療機関に連絡する等の適切な処置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 管理者は、緊急時に迅速かつ適切に対応するため、総合的な訓練を実施するとともに、従事者の資質向上に努めなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期生活介護）事業のサービスを利用しようとする者は、別に定める社会福祉法人長生園管理規定について遵守しなければならない。

- 2 事業所はご利用者様が利用をする際には、必ずサービス利用に当たっての留意事項について、ご利用者様又はそのご家族に対して事前に文章で説明をし、同意を得るものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、年間計画により定期的に避難救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の申し出に際しては、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 管理者は、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに居宅介護支援事業者（指定介護予防短期生活介護の場合は地域包括支援センター）へ連絡するとともに、適当な他の指定短期入所生活介護（指定介護予防短期生活介護）事業者等の紹介やその他の必要な措置を講じなければならない。

#### (人権の擁護)

第15条 ご利用者様の人権の擁護のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施すること等の必要な措置を講じることとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第16条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、職員又は養護者（ご利用者様のご家族様等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (秘密の保持)

第17条 事業の従事者は、正当な理由なく事業実施上知り得たご利用者様の又はそのご家族様等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 管理者は、従事者であった者が、正当な理由なく事業実施上知り得たご利用者様又はそのご家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に係る必要な措置は雇用契約で明示する。
- 4 従事者等が、サービス担当者会議等において、ご利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いる場合には、ご利用者様及びそのご家族様の同意をあらかじめ文章により得ておかなければならぬ。

#### (事故発生時の対応)

第18条 管理者は、事業に係る事故が発生した場合には、関係市町村、当該ご利用者様のご家族様、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等（指定介護予防短期生活介護の場合は地域包括支援センター等）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 法人は、ご利用者様に対する指定短期入所生活介護事業（指定介護予防短期生活介護）の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (記録の整備)

第19条 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期生活介護）事業に関わる記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存しなければならない。

#### (従事者等の資質向上)

第20条 事業の従事者等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時の研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回

(その他運営について重要事項)

第21条 生活保護法に基づくご利用者様についてもこの運用規定を準用する。

2 この規則に当てはまらない事項については、ご利用者様又はご家族様に説明し文書により承諾を得るものとする。

3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人長生園と指定短期入所生活介護（指定介護予防短期生活介護）事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規定は平成13年4月1日から施行する。

この規定は平成14年10月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日から施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成18年1月1日から施行する。

この規程は平成18年3月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成18年6月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成21年12月5日より施行する。

この規程は平成22年4月1日より施行する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。

この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成26年1月1日より施行する。

この規程は平成26年4月1日より施行する。

この規程は平成26年5月1日より施行する。

この規程は平成26年12月6日より施行する。

この規程は平成27年4月1日より施行する。

この規程は平成27年8月1日より施行する。

この規程は平成27年12月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。

この規程は令和2年4月1日より施行する。

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和3年8月1日より施行する。

この規程は令和4年4月1日より施行する。

この規程は令和6年8月1日より施行する。

この規程は令和7年4月1日より施行する。